

単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項

定性的な開示事項 **単体**

自己資本調達手段の概要

自己資本調達手段		概要
普通株式(50,722千株)		完全議決権株式
優先株式	第1回第1種(5,000百万円)	転換条項付優先株式(議決権なし)
	第2回第2種(20,000百万円)	社債型優先株式(議決権なし)
	第3回第3種(60,025百万円)	転換条項付優先株式(議決権なし)
期限付劣後債務	劣後特約付借入金 (12,300百万円)	期間10年～20年(期日一括返済)

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当行では、自己資本充実度の評価における自己資本は、Tier1およびTier1+Tier2と定義しております。自己資本充実度の評価におけるリスクは、信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスクを対象とし、自己資本比率、アウトライヤー基準および統合リスク量により自己資本充実度の評価を行っております。

なお、自己資本比率は9.38%、アウトライヤー基準値は10%近辺で推移、統合リスク量はTier1の50%程度で推移しており、リスクに対する自己資本の充実度は問題ないものと評価しております。

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

[信用リスクとは]

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、貸出金の元本や利息のご返済が困難になり、銀行が損失を被るリスクをいいます。

[信用リスク管理の基本方針]

信用リスクを当行の抱える最も重要なリスクと認識し、管理体制の強化に努めております。

具体的には営業推進部門から独立した審査部・審査管理部において管理する体制とし、お取引先の実態把握に基づく債務者格付や自己査定を定期的実施しております。

また、お取引先の実態把握が信用リスク管理には不可欠との認識のもと、融資に強い人材の育成、与信判断力のレベルアップを目的とした審査トレーナー、集合研修、臨店指導等を行っております。

一方、お取引先の経営改善支援を地域金融機関として重要な責務と認識し改善支援活動に取り組んでおります。さらに今後、データの蓄積や「新格付・自己査定システム」、「電子稟議システム」等のIT化を進めていくことで、信用リスク管理の高度化を図ってまいります。

[貸倒引当金の計上基準]

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産・特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿の価格から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しておりその査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

リスクウエイトの判定においては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付けの客観性を高めるためにも複数の格付機関等を利用することが適切との判断に基づき、融資関連業務では「R&I」、「JCR」、「Moody's」、「S&P」、「Fitch」の5外部格付機関等を採用し、市場関連業務では「R&I」、「JCR」、「Moody's」、「S&P」の4外部格付機関等を採用しております。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

[信用リスク削減手法とは]

自己資本比率の算出において、自己資本比率告示第80条の規定に基づく「信用リスク削減手法」として「包括的手法」を適用しております。

信用リスク削減手法とは、当行の抱えている信用リスクを軽減するための措置であり、担保、保証、貸出金と預金の相殺、クレジット・デリバティブ等が該当します。

[方針及び手続き]

エクスポージャーの信用リスクの削減手法として有効に認められている適格金融資産担保については、当行の行内規程にて評価及び管理を行っており、自行預金、日本国政府又はわが国の地方公共団体が発行する円建て債券、上場会社の株式等を適格金融資産担保として取り扱っております。

また、保証については政府関係機関の保証並びにわが国の地方公共団体の保証が主体となっております。

貸出金と自行預金の相殺にあたっては、債務者の担保（総合口座を含む）登録のない定期預金を対象としております。

[信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中]

同一業種へ偏ることなく、信用リスクは分散されております。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行の派生商品取引および長期決済期間取引にかかる取引相手の信用リスクに関しては、オンバランス取引と合算し、オン・オフ一体で管理しております。

スワップ、オプションについては、リスク統括部がカレント・エクスポージャー方式により与信相当額を算出し信用リスク管理部へ報告する体制としております。

なお、当行では派生商品取引に係る保全や引当の算定は行っておりません。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化取引の取組みに当たっては、リスク管理を重要不可欠の事項としてとらえ、厳格なリスク管理体制の構築に努めております。

[取引の内容]

当行は平成16年9月期に住宅ローン債権を証券化しており、オリジネーターおよびサービサーとして証券化取引に関与しております。また、当行は通常の有価証券投資のほかに住宅ローン債権信託受益権を購入しており、投資家としても証券化取引に関与しております。

[取引に対する取組み方針]

当行は、新規の証券化または再証券化の予定はございません。また、投資家としても通常の有価証券投資以外に投資の予定はございません。

[取引に係るリスクの内容]

当行が保有する劣後受益権に関連し、信用リスクならびに金利リスクを有しておりますが、これは貸出金や有価証券等の取引より発生するものと基本的に変わるものではありません。また、証券化した住宅ローンの債権プールのプライベイト率及びデフォルト率等の変化により劣後受益権の価値が変動するリスクを有しておりますが、各々の実績について事後的モニタリングを実施し管理しております。

[取引に係るリスク管理体制]

証券化取引の取扱いにつきましては、プライベイト率やデフォルト率等の変化を正確に把握し報告する事後的モニタリングの運用のもとに行っております。

信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当行では証券化エクスポージャーの信用リスクアセット額の算出には、オリジネーターとして関与している部分については「標準的手法」、投資家として関与している部分については「外部格付準拠方式」を使用しております。

また当行は、自己資本比率告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）を使用し、当該証券化エクスポージャーの原資産に対して新告示を適用した場合の信用リスクアセットの額と旧告示を適用した場合の信用リスクアセットの額のうち、いずれか大きい額を上限としております。

証券化取引に関する会計方針

[会計方針]

証券化取引の会計処理につきましては、金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したことにより金融資産の消滅を認識する売却処理を採用しております。

[資産売却の認識]

証券化取引における資産の売却は、証券化取引の委託者である当行が、アレンジャーに優先受益権を売却した時点で認識しております。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスクウェイトの判断については、「Moody's」「S&P」「JCR」「R&I」の適格格付機関4社を使用しております。

なお、証券化エクスポージャーの種類による格付機関の使い分けは行っておりません。

単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項

オペレーショナルリスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

[リスク管理の方針]

オペレーショナルリスクとは、内部プロセス(銀行業務の過程)・人(役員、スタッフ・派遣社員を含む)・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外性的事象が生起することにより、有形無形の損失を被るリスクをいいます。

当行では、オペレーショナルリスクを、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、レピュテーションリスク(風評リスク)の5つに分けて管理しております。

オペレーショナルリスクは、業務運営を行っていく上で、可能な限り回避すべきであるリスクであることを念頭に、組織体制、管理手法、報告体制等を整備し、適切に管理することをリスク管理の基本方針とし、リスクの顕在化の未然防止、顕在化時の影響極小化に努めております。

[リスク管理体制]

オペレーショナルリスクの管理にあたっては、オペレーショナルリスク管理の基本的事項を定めた「オペレーショナルリスク管理規程」を制定し、リスク統括部においてオペレーショナルリスクの一元的な把握・管理、各リスク管理所管部署において、それぞれのリスクを管理する体制としております。

[リスクの管理手続の概要]

オペレーショナルリスクの一元的管理として、オペレーショナルリスク情報の収集体制構築に着手しております。各オペレーショナルリスクの管理は、「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理規程」、「法務リスク管理規程」、「人的リスク管理規程」、「レピュテーションリスク管理規程」を制定し、適切に管理しております。なお、オペレーショナルリスクの状況は月次で頭取を委員長とするリスク管理委員会を通じ取締役会に報告する体制としております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当行では、基礎的手法を使用して、オペレーショナルリスク相当額を算出しております。

出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当行では、金利、株価等の変動による資産・負債価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、市場リスクの管理体制(組織体制、管理手法、報告体制等)を整備のうえ、市場リスクを正確に把握し適切に管理することをリスク管理の基本方針として、株式等のリスク管理を行っております。

投資金額については、先行きの金利や株式等の見通しに基づく相場変動リスクおよび分散投資を考慮した市場部門のリスク・リターンを検討し、経営会議で決定しております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR(バリュー・アット・リスク)により行っております。信頼水準は99%、保有期間については、処分決定に要する期間等を反映し、政策投資株式は12ヶ月、純投資株式は1ヶ月として計測しております。半期ごとに経営会議において、自己資本や市場環境等を勘案してリスクリミットを決定し、その限度額を遵守しながら収益の獲得に努めております。

株式等の評価については、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

株式等について、会計方針等を変更した場合は財務諸表等規則第8条の3に基づき、変更の理由や影響額について財務諸表の注記に記載しております。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

[リスク管理の方針]

金利、株価等の変動による資産・負債価値の変動が経営に与える影響を十分認識し、市場リスクの管理体制(組織体制、管理手法、報告体制等)を整備のうえ、市場リスクを正確に把握し、適切に管理することをリスク管理の基本方針としております。具体的には、ALM(Asset Liability Management)の一環として、金利リスク・為替リスク・価格変動リスクのコントロールを実施しております。

[リスク管理手続の概要]

市場リスクを適切にコントロールするため、半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクリミット、損失限度額、アラームポイント(対応方針を見直すリスク量もしくは損失額の水準)を設定し、管理しております。

また、有価証券等の市場取引については、商品別等のポジション限度額(保有限度額)個別銘柄毎の損失限度額も合わせて設定し、管理しております。

各部門は、これらリスクリミット等の許容されたリスク量の範囲内で、機動的かつ効率的な運用を目指しております。なお、市場リスクの状況は月次でALM委員会、リスク管理委員会を通じ取締役会に報告する体制としております。

銀行が内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

市場リスクは、VaR法(分散・共分散法)、BPV法により日次または月次でリスク量を計測している他、金利ギャップ等により計測しております。また、VaRにつきましては、リスクリミット管理に活用し、経営体力と比較し過大にならないよう適切に管理するとともに、半期毎にバックテスティングを実施し計測手法の妥当性や有効性を検証しております。その他、ストレステストの実施などにより、リスク管理の実効性の確保、計測手法の高度化、精緻化に努めております。

定量的な開示事項 **単体**

自己資本の構成に関する事項(国内基準)

(単位:百万円)

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日
基本的項目 (Tier1)	資本金	57,941	57,941
	うち非累積的永久優先株	32,517	32,517
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	32,792	32,792
	その他資本剰余金	-	-
	利益準備金	1,588	1,588
	任意積立金	-	-
	次期繰越利益	13,439	-
	その他利益剰余金	-	22,616
	その他	-	-
	自己株式()	21	32
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	-	1,419
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	-	1,911
	計 (A)	105,740	111,575
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	7,052	5,096
	負債性資本調達手段等	6,920	4,460
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	6,920	4,460
計	13,972	9,556	
うち自己資本への算入額 (B)	13,972	9,556	
控除項目	控除項目(注4) (C)	-	-
自己資本額 (A)+(B)-(C) (D)	119,712	121,131	
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,180,014	1,166,246
	オフ・バランス取引等項目	57,556	50,339
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,237,571	1,216,585
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	-	74,219
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	-	5,937
計((E)+(F)) (H)	1,237,571	1,290,804	
単体自己資本比率(国内基準)=D/H×100(%)		9.67	9.38
(参考)Tier1比率=A/H×100(%)		-	8.64

(注)1 自己資本比率告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 自己資本比率告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2)一定の場合を除き、償還されないものであること

(3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4)利払い義務の延期が認められるものであること

3 自己資本比率告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 自己資本比率告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及びポートフォリオの内訳

資産(オン・バランス)項目

(単位:百万円)

項目	(参考)告示で定める リスク・ウエイト(%)	リスク・アセット	所要自己資本の額
1.現金	0		
2.わが国の中央政府及び中央銀行向け	0		
3.外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	37	1
4.国際決済銀行等向け	0		
5.わが国の地方公共団体向け	0		
6.外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	356	14
7.国際開発銀行向け	0~100	107	4
8.わが国の政府関係機関向け	10~20	951	38
9.地方三公社向け	20	8	0
10.金融機関及び証券会社向け	20~100	32,142	1,285
11.法人等向け	20~100	182,622	7,304
12.中小企業等向け及び個人向け	75	264,203	10,568
13.抵当権付き住宅ローン	35	48,761	1,950
14.不動産取得等事業向け	100	5,178	207
15.三月以上延滞等	50~150	11,013	440
16.取立未済手形	20		
17.信用保証協会等による保証付	10	9,811	392
18.株式会社産業再生機構による保証付	10		
19.出資等	100	41,404	1,656
20.上記以外	100	554,628	22,185
21.証券化(オリジネーターの場合)	20~100	10,944	437
22.証券化(オリジネーター以外の場合)	20~350	4,012	160
23.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、 個々の資産の把握が困難な資産		60	2
合計		1,166,246	46,649

オフ・バランス項目

(単位:百万円)

項目	掛け目(%)	リスク・アセット	所要自己資本の額
1.任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0		
2.原契約期間が1年以下のコミットメント	20	1,651	66
3.短期の貿易関連偶発債務	20	101	4
4.特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補填信託契約)	50	3,259	130
5.NIFまたは、RUF	50		
	<75>		
6.原契約期間が1年超のコミットメント	50	1,762	70
7.内部格付手法におけるコミットメント	<75>		
8.信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	27,779	1,111
9.買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)			
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除前)	100		
控除額()			
10.先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100		
11.有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却	100		
12.派生商品取引		6,324	252
(1)外国為替関連取引		5,436	217
(2)金利関連取引		888	35
(3)金関連取引			
(4)株式関連取引			
(5)貴金属(金を除く)関連取引			
(6)その他コモディティ関連取引			
(7)クレジット・デリバティブ取引(カウンター・パーティ・リスク)			
一括精算ネットティング契約による与信相当額削減効果()			
13.長期決済期間取引			
14.未決済取引			
15.証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100		
16.上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	9,460	378
合計		50,339	2,013

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する手法ごとの額

(単位:百万円)

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	2,968
うち基礎的手法	2,968

単体自己資本比率及び単体基本的項目比率

単体自己資本比率は、9.38%であります。

単体基本的項目比率は、8.64%であります。

単体総所要自己資本額

単体総所要自己資本額は、51,632百万円であります。

信用リスクに関する事項

信用リスクエクスポージャー期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの地域別・業種別・残存期間別内訳

(単位:百万円)

	18年度				
	信用リスクエクスポージャー期末残高				三月以上延滞エクスポージャー
		貸出金、 コミットメント 及びその他の デリバティブ 以外のオフ・ バランス取引	債券	デリバティブ 取引	
国内計	2,057,196	1,701,675	342,958	12,563	12,149
国外計	21,056	946	20,110		
地域別合計	2,078,253	1,702,621	363,069	12,563	12,149
製造業	127,264	121,843	3,875	1,546	531
農業	5,025	5,025			130
林業	12	12			
漁業	185	185			
鉱業	3,840	3,840			
建設業	78,896	78,391	500	5	2,442
電気・ガス・熱供給・水道業	16,189	16,189			
情報通信業	5,719	4,710	1,007	2	50
運輸業	35,681	34,787	860	34	5
卸・小売業	186,276	169,961	13,741	2,574	1,049
金融・保険業	312,581	175,775	129,282	7,524	
不動産業	291,667	287,916	3,534	217	3,971
各種サービス業	222,051	218,591	2,802	658	2,369
個人	393,026	393,026			1,531
国・地方公共団体等	230,953	28,551	202,402		
その他	168,872	163,810	5,062		71
業種別計	2,078,253	1,702,621	363,069	12,563	12,149
1年以上	477,109	427,247	48,255	1,607	565
1年超3年以下	245,970	159,277	84,631	2,062	304
3年超5年以下	271,752	178,660	84,601	8,491	448
5年超7年以下	94,981	74,106	20,714	161	985
7年超10年以下	159,791	105,520	54,037	234	862
10年超	666,964	596,136	70,828		1,554
期間の定めのないもの	161,680	161,674		6	7,431
残存期間別合計	2,078,253	1,702,621	363,069	12,563	12,149

(注) 1. オフ・バランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞しているエクスポージャー。

3. 平成17年度の数値については、パーゼル 導入前につき算定を行っていないため、記載を省略しております。

4. 上記の項目以外の資産については、「その他」および「期間の定めのないもの」に計上しております。

単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	17年度	6,203	7,052	—	6,203	7,052
	18年度	7,052	5,096	—	7,052	5,096
個別貸倒引当金	17年度	11,552	8,462	4,899	6,653	8,462
	18年度	8,462	10,621	1,926	6,536	10,621
合 計	17年度	17,756	15,514	4,899	12,856	15,514
	18年度	15,514	15,718	1,926	13,588	15,718

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位:百万円)

		期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
		17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度
国内計		11,552	8,462	8,462	10,621	11,552	8,462	8,462	10,621
	国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別計		11,552	8,462	8,462	10,621	11,552	8,462	8,462	10,621
業種別計	製造業	482	347	347	356	482	347	347	356
	農業	20	17	17	17	20	17	17	17
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設業	2,161	1,232	1,232	1,011	2,161	1,232	1,232	1,011
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	情報通信業	100	99	99	408	100	99	99	408
	運輸業	74	59	59	49	74	59	59	49
	卸・小売業	2,193	732	732	3,489	2,193	732	732	3,489
	金融・保険業	587	567	567	558	587	567	567	558
	不動産業	2,305	2,623	2,623	2,578	2,305	2,623	2,623	2,578
	各種サービス業	2,428	1,915	1,915	1,481	2,428	1,915	1,915	1,481
	国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
	個人	465	171	171	132	465	171	171	132
その他	737	698	698	537	737	698	698	537	
業種別計		11,552	8,462	8,462	10,621	11,552	8,462	8,462	10,621

貸出金償却の業種別内訳

(単位:百万円)

	貸出金償却	
	17年度	18年度
製造業	743	458
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	1,089	822
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	237	222
運輸業	4	—
卸・小売業	1,318	1,436
金融・保険業	—	—
不動産業	724	213
各種サービス業	775	448
国・地方公共団体等	—	—
個人	753	60
その他	374	401
業種別計	6,017	4,060

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに自己資本比率告示第20条第1項第2号及び第5号又は第43条第1項第2号及び第5号の規定により資本控除した額

(単位:百万円)

	エクスポージャーの額	
	18年度	
	格付有り	格付無し
0%	101,562	283,614
10%	4,927	4,699
20%	125,973	43,789
35%	-	139,609
50%	54,425	2,866
75%	-	426,955
100%	88,219	795,646
150%	-	5,962
350%	-	-
自己資本控除	-	-
合計	375,107	1,703,146

平成17年度の数値については、バーゼル 導入前につき算定を行っていないため記載を省略しております。

信用リスク削減手法に関する事項

(単位:百万円)

	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー				
	法人向け	中小個人向け	抵当権付き住宅ローン	その他	合計
適格金融資産担保合計	75,853	3,692	42	10,070	89,657
保証合計	280	6,019	-	42,602	48,900

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額の算出に用いる方式
カレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る)の合計額
グロス再構築コストの額の合計額は、1,848百万円です。

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額
法的に有効な相対ネットイング契約下にある取引については、ネット再構築コスト及びネットアドオンした上で、担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額が次のとおりであります。

(単位:百万円)

	平成18年度
	与信相当額
派生商品取引	12,563
外国為替関連取引及び金関連取引	11,312
金利関連取引	1,250
株式関連取引	-
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	-
その他コモディティ関連取引	-
クレジット・デリバティブ	-
合計	12,563

平成17年度の数値については、バーゼル 導入前につき算定を行っていないため記載を省略しております。

担保の種類別の額
信用リスク削減手法に用いた担保はございません。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブはございません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブはございません。

単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項

証券化エクスポージャーに関する事項

銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

資産譲渡型証券化取引に係る原資産の額 (単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度
住宅ローン債権	54,457	39,547
合計	54,457	39,547

合成型証券化取引に係る原資産の額

該当ございません。

(2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、三月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び、当期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成17年度		平成18年度	
	三月以上延滞エクスポージャー	当期損失	三月以上延滞エクスポージャー	当期損失
住宅ローン債権	61	—	46	—
合計	61	—	46	—

(3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度
住宅ローン債権	54,457	39,547
合計	54,457	39,547

(4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	17年度		18年度	
	残高	所要自己資本	残高	所要自己資本
0%	—	—	—	—
20%	—	—	—	—
50%	54,457	1,089	39,547	790
100%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	54,457	1,089	39,547	790

(5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度
住宅ローン債権	2,142	1,911
合計	2,142	1,911

(6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳
該当ございません

(7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャー
該当ございません。

(8) 当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
該当ございません。

(9) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスクアセットの額
当行がオリジネーターとして保有する証券化取引の信用リスク・アセット額(自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過装置)の適用により算出されるリスク・アセット額)は19,773百万円です

銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位:百万円)

	平成18年度末
住宅ローン債権	4,945
自動車ローン債権	-
クレジットカード与信	-
リース債権	-
事業者向け貸出	1,931
合計	6,877

平成17年度の数値については、バーゼル 導入前につき算定を行っていないため記載を省略しております。

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	平成18年度	
	残高	所要自己資本
0%	-	-
20%	4,945	39
50%	-	-
100%	1,931	78
自己資本控除	-	-
合計	6,877	117

平成17年度の数値については、バーゼル 導入前につき算定を行っていないため記載を省略しております。

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び原資産の種類別の内訳
該当ございません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

当行が投資家として保有する証券化取引の信用リスク・アセット額(自己資本比率告示附則第15条(証券化エクスポージャーに関する経過措置)の適用により算出されるリスク・アセット額)は2,990百万円です。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る貸借対照表計上額

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	37,925	37,925
上記に該当しない出資又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額	2,176	

(注)投資信託等複数の資産を裏付とする資産内で保有する出資等エクスポージャーは含めておりません。

子会社・関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
子会社・子法人等	733
関連会社等	-
合計	733

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

売却損益額	226
償却額	250

単体自己資本比率を算出する銀行における事業年度の開示事項

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額は11,702百万円です。

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益は該当ございません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する 損益又は経済的価値の増加額

金利ショックに対する経済価値の増減額		15,256百万円
VaR	預貸金等	11,287百万円
信頼区間99%	その他保有目的	3,969百万円
保有期間 預貸金等1年	内外債券	
観測期間1年	その他保有目的内外債券 1ヶ月	

